

## ○ 国宝及び重要文化財（建造物）指定基準

昭和26年 5月10日文化財保護委員会告示第2号  
第1次改正 昭和30年 5月25日文化財保護委員会告示第29号  
第2次改正 昭和50年11月20日文部省告示第153号  
第3次改正 平成 8年 2月 9日文部省告示第6号

### 重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

### 国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの